

京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター規程及び京都大学宇治おうばくプラザ規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター規程 (平成19年10月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (運営委員会)</p> <p>第18条 記念講堂等に、記念講堂等の管理運営に関する事項について審議するため、船井哲良記念講堂・船井交流センター運営委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)管理責任者 (2)桂事業場環境安全衛生委員会委員長 (3)総務部長 (4)学務部長 (5)研究国際部長 (6)工学研究科事務部長 (7)その他管理責任者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第7号の委員は、管理責任者が委嘱する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学宇治おうばくプラザ規程 (平成21年6月26日総長裁定)</p> <p>(前 略) (運営委員会)</p> <p>第16条 プラザに、プラザの管理運営に関する事項を審議するため、おうばくプラザ運営委員会(以下本条において「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)管理責任者 (2)化学研究所長、エネルギー理工学研究所長、生存圏研究所長及び防災研究所長 (3)宇治事業場衛生委員会委員長 (4)宇治地区事務部長 (5)その他管理責任者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第5号の委員は、管理責任者が委嘱する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(運営委員会)</p> <p>第18条 } (同 左)</p> <p>2 } (1)</p> <p>(2)研究国際部長 (3)工学研究科事務部長 (4)その他管理責任者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第4号の委員は、管理責任者が委嘱する。</p> <p>4～6 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(運営委員会)</p> <p>第16条 } (同 左)</p> <p>2 } (1) (2)</p> <p>(3)宇治地区事務部長 (4)その他管理責任者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第4号の委員は、管理責任者が委嘱する。</p> <p>4～6 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成23年8月1日から施行する。</p>